

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,997 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 900,595 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和6年度 決算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民 生 費	社会福祉費	339,696	93,090	54,674		64,388	127,544	20,473
	老人福祉費	50,552		363		23,242	26,947	4,325
	児童福祉費	112,456	43,537	8,463	4,900	15,542	40,014	6,423
	小 計	502,704	136,627	63,500	4,900	103,172	194,505	31,221
衛 生 費	保健衛生費	397,891	47,390	3,819	23,400	63,015	260,267	41,776
合 計		900,595	184,017	67,319	28,300	166,187	454,772	72,997

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。